

京都市国民健康保険等特定保健指導等実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 特定保健指導（第3条～第13条）
- 第3章 生活保護等保健指導（第14条～第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する特定保健指導及び健康増進法に規定する保健指導を行うにあたり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 特定保健指導 高齢者医療確保法第24条に基づき京都市国民健康保険が行う特定保健指導
- (2) 生活保護等保健指導 健康増進法第19条の2に基づき京都市が実施する保健指導

第2章 特定保健指導

（対象者）

第3条 特定保健指導の対象者は、京都市国民健康保険特定健康診査等実施要綱（以下「健康診査要綱」という。）に規定する特定健康診査の結果が、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年度厚生労働省令第157号）（以下「国実施基準」という。）第7条又は第8条に該当する者（以下「特定保健指導対象者」という。）とする。

2 国実施基準第2条における健康診断を受診し、その診断結果を提出した者で、特定保健指導対象者に該当する者

（利用券の交付）

第4条 京都市は、特定保健指導対象者に対し、京都市国民健康保険特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を郵送等の方法により交付する。

（必要書類の提示等）

第5条 特定健康診査を受診した特定保健指導対象者が特定保健指導を利用する際には、第7条第1項各号に規定する保健指導機関の受付窓口にて、被保険者証としての利用登録済みのマイナンバーカード又は資格確認書を提示する。

（実施回数）

第6条 特定保健指導対象者について、国実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（以下「特定保健指導基準」という。）に規定する初回面接から実績評価までの支援を1回に限り、実施する。

（実施形態）

第7条 特定保健指導は、次の形態により実施する。

- (1) 健康診査要綱に規定する集団健康診査で受診した特定保健指導対象者については、原則として京都市が各区役所・支所等で実施する。
- (2) 前号で掲げる対象者については、特定保健指導実施機関で実施することができる。
- (3) 健康診査要綱に規定する医療機関健康診査で受診した特定保健指導対象者については、原則として当該医療機関が実施する。
- (4) 健康診査要綱に規定する人間ドック健康診査機関で受診した特定保健指導対象者については、原則として当該人間ドック健康診査機関が実施する。

2 前項に掲げる各形態の実施方法については、別に定める。

(委託)

第8条 特定保健指導の実施は、次の機関に委託する。

- (1) 前条第1項第2号に掲げるものについては、実施体制を継続的かつ安定的に確保できる特定保健指導実施機関で、別に契約する者
- (2) 前条第1項第3号に掲げるものについては、実施体制を継続的かつ安定的に確保できる団体で、別に契約する者
- (3) 前条第1項第4号に掲げるものについては、別に契約する人間ドック健康診査機関
(支援の形態)

第9条 特定保健指導の支援の形態は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国実施基準第7条に規定する動機付け支援
初回面接及び実績評価
- (2) 国実施基準第8条に規定する積極的支援
初回面接並びに3箇月以上の継続的な支援及び実績評価

(特定保健指導料金)

第10条 利用料金は、無料とする。

(同一事業年度に2回以上利用したことが判明した場合の取扱い)

第11条 特定保健指導対象者が、同一年度の特定健康診査結果に基づく特定保健指導を2回以上利用したことが判明した場合は、京都市は、当該利用者に対し、利用した2回目以降の当該特定保健指導利用費用を請求する。

(利用後、特定保健指導利用資格のなかったことが判明した場合の取扱い)

第12条 利用日現在、特定保健指導を利用する資格がなかった者が特定保健指導を利用したことが判明した場合は、京都市は、当該利用者に対し、当該特定保健指導利用費用を請求する。但し、京都市国民健康保険を脱退し、京都市内において生活保護の受給を開始した者はこの限りではない。

(特定保健指導の未利用者への取扱い)

第13条 特定保健指導の利用申込みのない特定保健指導対象者へは、原則として、第7条第1項各号に規定する保健指導機関において、利用の勧奨を文書又は電話等により行うものとする。

第3章 生活保護等保健指導

(対象者)

第14条 生活保護等保健指導の対象者は、健康診査要綱に規定する生活保護等健康診査の結果が、特定保健指導対象者に該当し、かつ健診を受診した年齢が40歳から74歳の者（以下「生活保護等保健指導対象者」という。）とする。

(利用券等の交付)

第15条 京都市は、生活保護等保健指導対象者に対し、生活保護等保健指導利用券（以下「保健指導利用券」という。）及び利用の手引きを郵送等の方法により交付する。

(対象者の確認)

第16条 生活保護等健康診査を受診した生活保護等保健指導対象者が生活保護等保健指導を利用する際には、第18条第1項各号に規定する保健指導機関の受付窓口において、生活保護等保健指導対象者であることの確認を受ける。

(実施回数)

第17条 生活保護等保健指導対象者について、特定保健指導基準に規定する支援を1回に限り、実施する。

(実施形態)

第18条 生活保護等保健指導は、次の形態により実施する。

- (1) 健康診査要綱に規定する集団健康診査で受診した生活保護等保健指導対象者については、原則として京都市が各区役所・支所等で実施する。
- (2) 健康診査要綱に規定する医療機関健康診査で受診した生活保護等保健指導対象者については、原則として当該医療機関が実施する。

2 前項に掲げる各形態の実施方法については、別に定める。

(委託)

第19条 前条第1項第2号に掲げるものの生活保護等保健指導の実施は、実施体制を継続的かつ安定的に確保できる団体で、別に契約する機関に委託する。

(支援の形態)

第20条 生活保護等保健指導の支援の形態は第9条に掲げるとおりとする。

(生活保護等保健指導料金)

第21条 利用料金は、無料とする。

(同一事業年度に2回以上利用したことが判明した場合の取扱い)

第22条 生活保護等保健指導対象者が、同一年度の生活保護等健康診査の結果に基づく生活保護等保健指導を2回以上利用したことが判明した場合は、京都市は、当該利用者に対し、利用した2回目以降の当該生活保護等保健指導利用費用を請求する。

(利用後、生活保護等保健指導利用資格のなかったことが判明した場合の取扱い)

第23条 利用日現在、生活保護等保健指導を利用する資格がなかった者が生活保護等保健指導を利用したことが判明した場合は、京都市は、当該利用者に対し、当該生活保護等保健指導利用費用を請求する。但し、生活保護の受給を停止又は廃止し、京都市国民健康保険に加入した者はこの限りではない。

(生活保護等保健指導の未利用者への取扱い)

第24条 生活保護等保健指導の利用の申込みのない生活保護等保健指導対象者へは、原則として、第18条第1項各号に規定する保健指導機関において、利用の勧奨を文書又は電話等により行うものとする。

(雑則)

第25条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和7年11月30日までの間におけるこの要綱第5条中「資格確認書」とあるのは「被保険者証及び被保険者資格証明書並びに資格確認書」とする。